

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所 東京都江東区東陽1-2-3

氏 名 江東 太郎

電 話 03-1234-5678

下記について確認願います。※この申請書は相続人毎に必要となります。例：相続人3名⇒3部(9ページ分)必要

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第35条第3項第2号イ）、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同号ロ）及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」（同号ハ）、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第4項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同項第3号）に該当すること（※1）通知における特定事由と同じ。（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※3）の所在地 （敷地の所在地番）	東京都江東区東陽4丁目1番3. 5. 18 ※土地の売買契約書及び土地の全部事項証明書より転記		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※4）	昭和40年4月1日 ※閉鎖事項証明書より転記	家屋の取壊し、 除却又は滅失の日 （※5）	令和5年12月1日 ※閉鎖事項証明書より転記
被相続人の氏名及び住所	（住所） 江東区東陽4-11-28 ※被相続人の住民票の除票より転記		
	（氏名） 江東 花子	申請者から みた続柄	母
相続開始日 （被相続人の死亡日）	令和5年10月1日 ※被相続人の住民票の除票より転記	譲渡日 （※6）	令和5年12月21日 ※土地の全部事項証明書より転記
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙	☒ 家屋	（住所） 〇〇区△△1-23-45	
	☒ 敷地等	（氏名） 江東 次郎	
	☒ 家屋	（住所） 〇〇市△△1-2-34 マンション506	
	☒ 敷地等	（氏名） 江東 三郎	

（※3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限る。

（※4）申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。

（※5）申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日（未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等）を記載する。

（※6）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限る。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

記載しないでください

確 認 年 月 日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】

※市区町村記入欄

当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第35条第3項第2号イ）、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同号ロ）及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」（同号ハ）、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用（特定事由により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件を満たす場合に限る。）における対象従前居住の用を含む。）に供されていた家屋」（同条第4項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同項第3号）の要件を満たしていることの確認に必要な書類の一覧		確認欄
①	被相続人の住民票の除票の写し（原則コピー不可） （被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し）	「記載しない場合は」
②	申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し（原則コピー不可） （相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）から申請被相続人居住用家屋の「取壊し、除却又は滅失の時」までの住所がわかるもの） ※住民票の写しでは相続開始の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）の住所が確認できない場合（従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移転している場合等）は、当該相続人の戸籍の附票の写し	
③	申請被相続人居住用家屋の敷地等の「譲渡の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋の敷地等の売買契約書のコピー等 ※売買契約書は申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡に係るもの（申請被相続人居住用家屋の取壊しを条件とするものを含む。） ※売買契約書で申請被相続人居住用家屋の敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明書等（その譲渡の時期を確認できるもの）	
④	申請被相続人居住用家屋の「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書（原則コピー不可） ※申請被相続人居住用家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー等（その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの）	
⑤	申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下の（i）～（iii）のいずれか（複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て）	
（i）	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの	「記載しない場合は」
（ii）	申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告していることを証する書面（コピー可。宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る。）	
（iii）	所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	
	例 （ア）所在市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書 （イ）申請者が所在市区町村又は所在市区町村が認める者に対して申請被相続人居住用家屋又は敷地等が空き家又は空き地である旨の登録を行っていることの証明書	
	その他上記以外の書類（ ）	
⑥	申請被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないことを明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真（その撮影日が記載されたもの）等	

（次ページに続く）

⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(i)～(iii)の全ての書類	
(i)	介護保険の被保険者証のコピーや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証のコピー等(※)、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ※その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可とする。	記載しない場合は。
(ii)	施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (ア) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (イ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 (ウ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅((ア)の有料老人ホームを除く。) (エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。)又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居	
(iii)	被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て) (ア) 電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの (イ) 申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー等 (ウ) その他要件を満たしていることを認めることができるような書類(※7)	
備考	(例：空家等対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく空家等に関するデータベースから確認できた内容、上記書類によって確認ができなかった場合(該当する確認欄に「※」を記載すること。)において代替書類・補完書類及びヒアリング内容・申請者の申立てにより確認できた内容 等) 記載しないでください	

(※7) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかった場合(すなわち、家屋の一定使用は認められるが、事業の用に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

①被相続人の住民票の除票の写し 見本

※コピー不可 (取得したものをそのまま提出してください。)

東京都江東区 住 民 票 除 票

氏名	江東 花子	生年月日		続柄	住民となった日		
		昭和○年○月○日		世帯主	昭和○年○月○日		
旧氏	****	性別	女				
世帯主名		江東 花子					
住所	江東区東陽4丁目11番28号			住所を定めた年月日	昭和○年○月○日転入	届出年月日	昭和○年○月○日届出
本籍	東京都江東区東陽4丁目1番地			筆頭者 江東 花子			
前住所							
		死亡			令和5年10月1日死亡		令和○年○月○日届出
平成23年12月29日改製 戸籍届け出により令和○年○月○日削除							

江区証 第 000000PC00000000号

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和○年○月○日

江東区長 ○○ ○○ 印

↑申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

②相続人の住民票の写し 見本

※コピー不可(取得したものをそのまま提出してください。)

東京都江東区

住 民 票

(1 枚中 1 枚目)

世帯主		江東 太郎						
住所		江東区東陽 1 丁目 2 番 3 号						
1	氏名	江東 太郎			続柄	世帯主	***	
	旧氏	****		生年月日	性別	住民となった年月日		***
				昭和〇年〇月〇日	男	昭和〇年〇月〇日	****	
	前住所	東京都江東区東陽 4 丁目 1 1 番 2 8 号					昭和50年4月1日 転入	
	本籍	東京都江東区東陽 1 丁目 2 3 番地			筆頭者	江東 太郎		昭和50年4月8日 届出
	***		***	***	***	***		
	****		****	****	****	****		
備考	※被相続人と同居をしていなかったことを確認するために必要です。							
	氏名	(以下余白)			続柄		***	
				生年月日	性別	住民となった年月日		***

	前住所							
					筆頭者			
備考								
	氏名				続柄	世帯主	***	
				生年月日	性別	住民となった年月日		***

	前住所							
	本確認申請の有無に関わらず、相続人全員の住民票の写しを添付してください。							
備考								
	氏名				続柄	世帯主	***	
				生年月日	性別	住民となった年月日		***

	前住所							
備考								

江区証 第 000000PC00000000号

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

江東区長 ○○ ○○ 印

↑申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

②相続人の住民票の写し 見本

※コピー不可(取得したものをそのまま提出してください。)

住 民 票

氏名	江東 次郎					住民票コード	省略
						個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
旧氏						住民となった年月日	平成12年 3月 4日
生年月日	昭和26年 7月 8日	性別	男	続柄	世帯主		
住所	東京都〇〇区△△1丁目23番45号				本 籍	東京都〇〇区△△1丁目232番地10	
世帯主	江東 次郎				筆頭者	江東 次郎	
平成12年 3月 4日 東京都江東区東陽4丁目11番28号から転入 平成12年 3月 8日 転入届出 ※被相続人と同居をしていなかった事を確認するために必要です。							

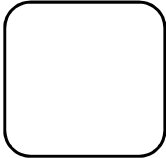
00◇◇◇◇第 0000号 01/01

この写しは、世帯の一部の住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和 〇年 〇月 〇日

〇〇区長

〇 〇 〇 〇



↑申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

この用紙は複製防止用紙で黒色の電子公印を使用しています。

本確認申請の有無に関わらず、相続人全員の
住民票の写しを添付してください。

②相続人の住民票の写し 見本

※コピー不可(取得したものをそのまま提出してください。)

東京都〇〇市

住 民 票

(1 枚のうち1 枚目)

住所		〇〇市△△1－2－34 マンション506		世帯主	江東 三郎		
1	氏名	江東 三郎	生年月日	性別	住民となった年月日	***	
			昭和〇年〇月〇日	男	昭和〇年〇月〇日	***	
	旧氏	****		続柄	世帯主	***	

	本籍	東京都江東区東陽1丁目23番地		筆頭者	江東 太郎		
	前住所	東京都江東区東陽4丁目11番28号		住定日	昭和55年9月1日 転入 昭和55年9月5日 届出		
	転出先						
※被相続人と同居をしていなかったことを確認するために必要です。							
	氏名	【以下余白】	生年月日	性別	住民となった年月日	***	

	旧氏			続柄		***	

	本籍			筆頭者			
	前住所			住定日			
	転出先						
	氏名		生年月日	性別	住民となった年月日	***	

	旧氏			続柄		***	

	本籍			筆頭者			
	前住所			本確認申請の有無に関わらず、相続人全員の 住民票の写しを添付してください。			
	転出先						
	氏名		生年月日	性別	住民となった年月日	***	

	旧氏			続柄		***	

	本籍			筆頭者			
	前住所			住定日			
	転出先						

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

↑申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

不動産売買契約書

収入印紙

A 不動産の表示

土地	所 在		地 番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	持 分
	1.	東京都江東区東陽4丁目	1番3	宅地	100.00㎡	1分の1
	2.	〃	1番5	〃	20.00㎡	〃
	3.	〃	1番18	〃	10.00㎡	〃
	4.				㎡	
	5.	申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の所在地			㎡	
	6.				㎡	
	7.				㎡	
	8.				㎡	
	9.				㎡	
	10.				㎡	
合計 (3 筆)					130.00㎡	
特記事項						

B 売買代金および支払い方法等

売 買 代 金 (第1条)			30, 000, 000 円
手付金 (第2条)		本契約締結時支払い	3, 000, 000 円
内 金 (第3条)	第1回	—	円
	第2回	—	円
残代金 (第3条)		令和 〇年 〇月 〇日	27, 000, 000 円
引渡日 (第7条)		☒ 1. 売買代金全額受領日 ☐ 2.	
公租公課の清算起算日 (第12条)		年 月 日	
手付解除期日 (第14条第1項)		令和 〇年 〇月 〇日	
違約金の額 (第15条第1項)		☐ 1.手付金の額 ☒ 2.売買代金の 20 %相当額 ☐ 3. 円	
融 資	融資利用の有無 (第17条) ☐ 1. 有 ☒ 2. 無		
	申込先:		融資金額
	融資承認取得期日: 平成 年 月 日 (同条第2項)		円
	申込先:		融資金額
	融資承認取得期日: 平成 年 月 日 (同条第2項)		円
	申込先:		融資金額
融資承認取得期日: 平成 年 月 日 (同条第2項)		円	
融資利用の特約に基づく契約解除期日 (同条第2項)			平成 年 月 日

特 約

売主 江東太郎、江東次郎、江東三郎 と買主 東陽不動産 とは

表記不動産の売買契約(以下「本契約」という。)を締結した。その証として、本契約書2通を作成し、
売主・買主署(記)名押印のうえ各1通を保有する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

売主 住所 江東区東陽1-2-3、〇〇区△△1-23-45、〇〇市△△1-2-34 マンション506

氏名 江東太郎

印

江東次郎

印

江東三郎

印

買主 住所 東京都江東区東陽5-6-7

氏名 東陽不動産

印

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

商 号 株式会社〇〇

商 号

免許証番号 東京都知事 第 000000 号

免許証番号

第

号

事務所所在地 東京都〇〇区〇〇〇-0-0

事務所所在地

代 表 者 等 代表取締役 〇〇 〇〇

印

代 表 者 等

印

登録番号 東京都 第 000000 号

登録番号

第

号

宅地建物取引士 〇〇 〇〇

印 宅地建物取引士

印

③申請被相続人居住用家屋の敷地等の全部事項証明書(土地) 見本

コピー可

東京都江東区◇◇◇丁目〇〇-〇〇-〇〇

全部事項証明書

(土地)

表 題 部	(土地の表示)	調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	江東区東陽4丁目			余 白	
①地番	②地目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1 番 3	宅地	1 0 0 0 0	〇〇番〇から分筆 〔昭和〇年〇月〇日〕		
余 白	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条 第 2 項の規定により移記 平成〇年〇月〇日		

申請書の敷地所在地

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和〇年〇月〇日 第 0 0 0 0 0 号	所有者 江東区東陽4丁目11番28号 江東 花子 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成〇年〇月〇日
2	所有権移転	令和5年10月8日 第 0 0 0 0 0 号	原因 令和5年10月1日相続 所有者 東京都江東区東陽1丁目2番3号 持分3分の1 江東 太郎 東京都〇〇区△△1丁目23番45号 持分3分の1 江東 次郎 東京都〇〇市△△1丁目2番34号 持分3分の1 江東 三郎
3	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第 0 0 0 0 0 号	原因 <u>令和5年12月21日売買</u> 所有者 東京都江東区東陽5丁目6番7号 東陽不動産

譲渡日欄に記載

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和〇年〇月〇日 ←申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

東京法務局墨田出張所

登記官

〇 〇 〇 〇



*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D00000 (1 / 1) 1 / 1

③申請被相続人居住用家屋の敷地等の全部事項証明書(土地) 見本

コピー可

東京都江東区◇◇◇丁目〇〇-〇〇-〇〇

全部事項証明書

(土地)

表 題 部	(土地の表示)	調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	江東区東陽4丁目			余 白	
①地番	②地目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1 番 5	宅地	2 0 0 0	〇〇番〇から分筆 〔昭和〇年〇月〇日〕		
余 白	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条 第 2 項の規定により移記 平成〇年〇月〇日		

申請書の敷地所在地

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和〇年〇月〇日 第 0 0 0 0 0 号	所有者 江東区東陽4丁目11番28号 江東 花子 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成〇年〇月〇日
2	所有権移転	令和5年10月8日 第 0 0 0 0 0 号	原因 令和5年10月1日相続 所有者 東京都江東区東陽1丁目2番3号 持分3分の1 江東 太郎 東京都〇〇区△△1丁目23番45号 持分3分の1 江東 次郎 東京都〇〇市△△1丁目2番34号 持分3分の1 江東 三郎
3	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第 0 0 0 0 0 号	原因 <u>令和5年12月21日売買</u> 所有者 東京都江東区東陽5丁目6番7号 東陽不動産

譲渡日欄に記載

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和〇年〇月〇日 ←申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

東京法務局墨田出張所

登記官

〇 〇 〇 〇

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D00000 (1 / 1) 1 / 1

③申請被相続人居住用家屋の敷地等の全部事項証明書(土地) 見本

コピー可

東京都江東区◇◇◇丁目〇〇-〇〇-〇〇

全部事項証明書

(土地)

表 題 部	(土地の表示)	調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	江東区東陽4丁目			余 白	
①地番	②地目	③ 地	積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1 番 1 8	宅地		1 0 0 0	〇〇番〇から分筆 〔昭和〇年〇月〇日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条 第 2 項の規定により移記 平成〇年〇月〇日	

申請書の敷地所在地

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和〇年〇月〇日 第 0 0 0 0 0 号	所有者 江東区東陽4丁目11番28号 江東 花子 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成〇年〇月〇日
2	所有権移転	令和5年10月8日 第 0 0 0 0 0 号	原因 令和5年10月1日相続 所有者 東京都江東区東陽1丁目2番3号 持分3分の1 江東 太郎 東京都〇〇区△△1丁目23番45号 持分3分の1 江東 次郎 東京都〇〇市△△1丁目2番34号 持分3分の1 江東 三郎
3	所有権移転	令和〇年〇月〇日 第 0 0 0 0 0 号	原因 <u>令和5年12月21日売買</u> 所有者 東京都江東区東陽5丁目6番7号 東陽不動産

譲渡日欄に記載

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和〇年〇月〇日 ←申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

東京法務局墨田出張所

登記官

〇 〇 〇 〇



*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D00000 (1 / 1) 1 / 1

④申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書 見本 ※コピー不可(取得したものをそのまま提出してください)

東京都江東区◇◇◇丁目○○○

閉鎖事項証明書 (建物)

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成○年○月○日	不動産番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
所在図番号	余 白				
所 在	江東区◇◇◇丁目 ○○番地○			余 白	
家屋番号	○○番○の○○			余 白	
①種類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺 2 階建	1 階	○○ ○○	昭和 4 0 年 4 月 1 日新築	
		2 階	○○ ○○	→申請被相続人居住用家屋の建築年月日欄に記載	
余 白	余 白	余 白		昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条 第 2 項の規定により移記 平成○年○月○日	
余 白	余 白	余 白		令和 5 年 1 2 月 1 日取壊し 〔令和 5 年 1 2 月 1 5 日 同日閉鎖〕取壊し、除却日の欄に記載	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和○年○月○日 第 0 0 0 0 0 号	所有者 江東区東陽 4 丁目 1 1 番 2 8 号 江東 花子 順位 1 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 63 年法務省令第 37 条附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成○年○月○日
2	所有権移転	令和 5 年 1 0 月 8 日 第 0 0 0 0 0 号	原因 令和 5 年 1 0 月 1 日相続 所有者 東京都江東区東陽 1 丁目 2 番 3 号 持分 3 分の 1 江東 太郎 東京都○○区△△ 1 丁目 23 番 45 号 持分 3 分の 1 江東 次郎 東京都○○市△△ 1 丁目 2 番 34 号 持分 3 分の 1 江東 三郎

これは閉鎖された登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和○年○月○日 ←申請日より、概ね3ヶ月以内の取得をお願いします。

東京法務局墨田出張所 登記官 ○ ○ ○ ○

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D00000 (1 / 1) 1 / 1

⑤-(i) 電気の使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 見本
(電気・水道・ガスのいずれかをご準備ください。)

発行番号：00000

令和〇年〇〇月〇〇日

江東 花子 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇事務センター所長

照会に対する回答について

照会をいただきました内容について、別紙のとおり回答いたします。

以上

お問い合わせ先：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

カスタマーセンター

0120-000-000

⑤-(i) 電気の使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 見本
(電気・水道・ガスのいずれかをご準備ください。)

地区—お客さま番号	000-00-00000-00000-0-00
-----------	-------------------------

契約名義 (漢字)	江東 花子 ※被相続人氏名
--------------	-------------------------

契約住所	江東区東陽四丁目 1 1 - 2 8 ※敷地の所在地(住居表示)
------	--

電話番号	03-1234-5678
------	--------------

郵送先名義 (支払先)	江東 太郎
----------------	-------

郵送先住所 (支払先)	東京都江東区東陽 1 - 2 - 3
----------------	--------------------

契約電力	30A
------	-----

契約終了日	<u>令和 5 年 1 0 月 1 5 日</u>
-------	---------------------------

※上記回答については、当社における文書保存期間内の回答とさせていただきます。

※相続開始日から当該家屋の除却日までの間に使用中止されていることを確認してください。

⑤- (i) 水道の使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 見本
(電気・水道・ガスのいずれかをご準備ください。)

証 明 書

ご使用場所 江東区東陽4-11-28 ※敷地の所在地(住居表示)	
お客さま名 江東 花子 ※被相続人氏名	お客様番号
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

証 明 事 項

契 約 名 義：江東 花子 様
契約解除日：令和5年10月29日

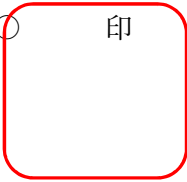
※相続開始日から当該家屋の除却日までの間に閉栓されていることを確認してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

東京都水道局江東営業所長

〇〇 〇〇 印



⑤-(i) ガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 見本
(電気・水道・ガスのいずれかをご準備ください。)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇ガス株式会社
情報開示センター 所長

ガス閉栓証明書

下記の通り閉栓されましたことを証明いたします。

記

お客様番号	1234-567-0890
使用場所ご住所	江東区東陽 4-11-28 ※敷地の所在地(住居表示)
使用者お名前	江東 花子 様 ※被相続人氏名
ガス閉栓日	2023 年 10 月 15 日

※相続開始日から当該家屋の除却日までの間に閉栓されていることを確認してください。

以上

⑥被相続人居住用家屋の敷地等の使用状況が分かる写真



※当該家屋の取壊し・除却日から譲渡日までの間に撮影されたものであることを確認してください。
※写真に撮影日が印字されていない場合は、手書きでも構いませんので、欄外等に明記してください。